

ふるさと寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の改正

復興特別所得税の創設に伴い、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から令和 20 年度（平成 50 年度）までの間に限り、特例控除額の算定に用いる所得税率に復興特別所得税率（2.1%）分を加算することとなります。

	控除額計算方法
改正前 (平成 25 年度まで)	下記の 1 と 2 の合計額。 ※控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の 30%が限度。 1. (寄附金-2,000 円) × 10% 2. (寄附金-2,000 円) × (90% - 寄附者の所得税の税率) (注) 2 の額は住民税の所得割額の 10%が限度。
改正後 (平成 26~令和 20 年度 (平成 50 年度))	下記の 1 と 2 の合計額。 ※控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の 30%が限度。 1. (寄附金-2,000 円) × 10% 2. (寄附金-2,000 円) × (90% - 寄附者の所得税の税率 × 1.021) (注) 2 の額は住民税の所得割額の 10%が限度。

(所得税の税率)

所得税の課税総所得金額	所得税の税率
0 円 ~ 1,950,000 円	5%
1,950,001 円 ~ 3,300,000 円	10%
3,300,001 円 ~ 6,950,000 円	20%
6,950,001 円 ~ 9,000,000 円	23%
9,000,001 円 ~ 18,000,000 円	33%
18,000,001 円 ~	40%